

米・水田農業基本政策の確立に関する提言

平成30年産から「米政策改革」の目標である、行政による生産数量目標の配分に頼らない需要に応じた米生産が本格的にスタートしました。多くの米生産者は、需給調整や米価の動向に大きな不安を抱きながらも、国民の源である食料、特に主食である米の需給と価格の安定に資するため、地域農業再生協議会での「生産の目安」を守り作付けを始めました。

一方で、外国産米の輸入枠設定やSBSの運用変更などが含まれているTPP11協定が発効されると、我が国への外国産米輸入が拡大されます。そのことは、国内の主食用米需要が年々減少を続ける中で、安価な外国産米に需要を先取りされ、国産米の生産縮小や価格下落など多くの問題を招くことが懸念されます。

国には、食料・農業・農村基本法が目指す国内農業生産の増大と食料安全保障の確立や、食糧法が定める主要食糧の需給及び価格の安定など、国民に安全・安心な食料の安定供給を図っていく責務や役割が求められております。その中で、我が国の稲作及び水田農業は、国土・環境の保全などの多面的機能を発揮しながら、消費者ニーズに応える良質な米生産に不断の努力を重ねるなど、国民の経済・社会の安定と発展に大きく貢献しています。

しかしながら、生産現場においては、「米政策改革」によって生産者自らの判断で需要に応じた米生産等に取り組むことが求められる一方で、豊作時や過剰作付けなどの諸課題を抱える中で、中長期的に米の需給均衡化が図られるのか、直接支払交付金の廃止で稲作所得が安定的に確保できるのかなど大きな不安を抱えております。このため、官民一体となった需給調整の仕組みや、稲作における経営安定所得（直接支払）政策の再構築が強く求められております。

つきましては、国民の主食に対する国の責務を十分に果たす下で、需要に応じた米生産が円滑に推進され、稲作経営及び水田農業が安定かつ持続的に発展できる万全な施策等を講じられますよう下記事項を要請いたします。

記

I. 米・水田農業の持続的発展を可能とする国境措置の確保

1. 食糧法に基づく政府責任を果たすため、TPP11協定で合意した国別枠の新設やSBS運用見直しなどにより、国産米の需要及び価格に悪影響を及ぼさないよう米管理の徹底と万全な対策を講ずること。
2. 日米新貿易協議（FFR）においては、TPP合意以上の輸入拡大が懸念されることから、安易な妥協など二国間の貿易交渉は断じて行わないこと。
また、その他の国際貿易交渉においては、国内農業に影響を及ぼす市場開放は断じて受け入れないこと。

II. 米・水田農業基本政策の確立について

1. 水田農業には多様な生物の保護や水源の涵養など自然環境の保全、多面的機能としての意義を有しており、農村地域の形成や国土保全の役割を担っている水田地域を強固に支えるためにも、直接支払制度の拡充・強化を図ること。
2. 国の責務である食料安全保障の観点から、国民に対しては豊凶時の安定的価格や供給対策を図るとともに、生産者に対しては安心して米生産に取り組めるよう生産コストと販売価格の差額を補い再生産を可能とする価格差補填政策を講じること。
特に、豊作により過剰米が発生し生産者米価が大幅に下落した際には、緊急補填対策を講じること。
3. 閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」での飼料用米は、食料自給率向上や主食用米の需給バランスに資する政策として2025年度までに110万トン目標としているが、財政制度等審議会の建議においては「今後とも飼料用米等の作付への振替えが続いた場合、生産基盤の一層の弱体化につながっていくことも懸念される」と明記していることは、到底納得できない内容であることから、「食料・農業・農村基本計画」に沿った米政策の推進に努めること。
4. 農業共済制度及び収入減少影響緩和対策については、現行制度の加入者が将来にわたって経営安定に資するよう必要な予算を確保し、掛け金、補償内容などについても現行水準を堅持すること。
5. 収入保険制度については、補填金の全額支払い(基準収入から足切りなし)、事務手数料の軽減措置など制度の仕組みを改善するとともに、問題が生じた場合はただちに制度見直しを行うこと。

III. 米の需給均衡化対策について

1. 30年産米以降の主食用米需給均衡化に向けて、年々減少傾向が続く米需要の消費拡大対策の拡充強化を図るとともに、業務用米に対しては、中食・外食業者が求める品質や価格に対応しつつ、生産者の所得を確保できるよう、双方の取り組みを支援する措置を講じること。
 - (1) 消費者や実需者ニーズに応える売れる米作りへの生産推進に対する支援
 - (2) 多収性品種へ転換する際の種子購入経費などの支援
 - (3) 中長期的な業務用米需要に対応できるよう効率性向上のための農機具導入などへの支援
 - (4) 中食・外食業への国産米拡大のための設備導入等の支援

2. 食糧法の「米穀の需給と価格の安定」の責務を果たすため、30年産以降も主食用米の需給適正化に向けた過剰作付け県の解消など、国は助言・指導の徹底や豊作時の需給安定対策を行うこと。

また、全国農業再生推進機構の機能が、より一層の実効性が果たせるよう、官民一体となって十分に連携を取れる仕組みを構築すること。

3. 国は、都道府県・地域農業再生協議会が「基本指針」に沿って設定する「生産の目安」やその達成に対し、適切な助言及び指導を行うとともに、必要な予算措置を講ずること。

IV. 水田活用の直接支払交付金の予算確保と産地交付金の見直しについて

1. 水田活用の直接支払交付金については、食料自給率・自給力向上を図るため、飼料用米・麦・大豆等戦略作物の本作化を進めるとともに、地域の特色ある魅力的な産地づくりに向けた取り組みを支援するための恒久的な政策とし、必要な予算措置を講ずること。

2. 産地交付金については、満額交付されるよう万全の予算措置を講ずること。

また、運用にあたっては、PDCAサイクルでの成果確認のように、経済合理性・効率性の追及を志向するのではなく、地域の独自性を後押しするなど、従来の地域の裁量で柔軟に活用できるようにすること。

V. 稲作農業の生産基盤強化対策

1. 農家戸数の減少が続く中、国内外の需要に対応していくためには、更なる稲作農業の生産基盤の強化を図っていくことが重要であることから、低コスト・省力化に向けた新たな機械・設備の導入と更新に対する支援並びに土地改良事業予算を十分に確保すること。

2. 恒常的な労働力不足を解消するため、農業労働力確保支援事業の予算の拡充を図るとともに、コントラクター組織への支援を行うこと。

また、農の雇用事業の拡充・強化を図り、優れた人材育成を図ること。

以上

2018(平成30)年7月

北海道農民連盟
委員長 西原正行